第1回中野区子どもの権利擁護推進審議会 (令和2年12月21日)

午後7時00分 開会

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

皆さん、こんばんは。定刻となりましたので、ただいまより第1回中野区子ども権利擁護推進 審議会を開催いたします。進行役を務めさせていただきます子ども教育部、子ども教育政策 課の河田と申します。よろしくお願いします。

まず初めに、次第の第1部、委嘱式でございます。酒井区長よりお1人ずつ委嘱状をお渡しします。お名前を呼ばれた方は前へお越しください。

酒井区長

委嘱状、相川梓殿。あなたを中野区子どもの権利擁護推進審議会委員として委嘱いたします。 令和2年12月29日中野区長酒井直人。どうぞよろしくお願いいたします。

(委嘱状 交付 14名)

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

以上、本審議会は総勢で14名になります。よろしくお願いいたします。それでは、ここで酒井 区長よりご挨拶申し上げます。

酒井区長

改めまして、皆さん、こんばんは。本日が、第1回中野区子どもの権利擁護推進審議会ということで、皆さん、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。この「子どもの権利」という言葉ですけれども、当然、ご存じだと思いますけれども、1994年に国連の「児童の権利に関する条約」というのを日本は、1994年ですからもう26年たっているのですね。批准をしたということですね。ただ、皆さん、ご存じのとおりこの条約の認知率というのはそんなに高くないということで私も感じております。

一方で今、中野区は子育て先進区を目指しているという中で、やはり子どもの施策を考える上での立ち位置、ベースとなるところというのは、しっかり踏まえて我々としても子育て先進区を進めていきたいという強い思いを持っておりまして、ここで子どもの権利に関する条例というものをつくりたいというふうに思った次第でございます。

ただ、この条例というのはつくるだけでいいというわけではなくて、当然、子育てに関わる団体の皆さんや地域のいろいろな活動をされている団体の皆さんが一緒になってこの理念を共有して、その中で一つ一つの我々が行うアクションにその思想が反映される、それが非常に中野区としての目指すべき姿だなと思っておりますので、ぜひ、今回この審議会の中でも熱い議論をいただいて、我々の目指すべき姿というのを一緒に探っていただければと思っておりま

す。

一方で、都内の児童相談所、相談対応件数というのは毎年増加をしております。国は児童福祉法を改正して、体罰の禁止や国や地方公共団体が子どもの権利を支援していくということを定めたところであります。より一層子どもの権利を補償していくためにも、子どもの権利条例を制定し、皆さんで共有していきたいと思っております。もちろん区民の皆様からも、ずっと条例制定を望む声というのが多く寄せられているというのが、この中野区の現状でございます。

なお、中野区の憲法とも言うべき基本構想というものを今、改定を目指しております。その中に、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支える」という視点を盛り込んでおりまして、「子どもの命と権利を守ります」という文言も入っております。条例制定に当たっては、子ども自身が理解をできて、活用できるような条例にしたいなと思っておりますので、ぜひ皆さんの中で議論をしていただきたいと思っております。

簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただいます。今回はどうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

ありがとうございました。区長は公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、次第に従いまして、第2部の中野区子ども権利擁護推進審議会の内容に入らせていただきます。次第の1、審議会条例の確認につきまして、概要をご説明いたします。資料1をご覧ください。

こちら中野区子どもの権利擁護推進審議会条例でございます。こちらの条例は、区長の付属機関として審議会を設置するための条例でございます。こちらの2条でございますが、区長からの諮問に応じて子どもの権利の擁護に係る施策を推進するために必要な事項を調査、審議を行い、答申を出していただくということがこちらの審議会の目的となります。

次に第5条でございますが、後ほど会長を互選で選んでいただきます。副会長につきまして は、会長が指名するという規定になっております。

それから、第6条でございますが、審議会は会長が招集し、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができません。

第8条でございますが、事務局は中野区役所の子ども教育部となっております。

続きまして、次第の2、事務局の紹介に移らせていただきます。

資料2をご覧ください。事務局の職員6名を紹介いたします。子ども家庭支援担当部長の小

田でございます。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

小田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

子ども・教育政策課子ども政策担当課長の青木でございます。

事務局(子ども政策担当課長)

青木でございます。よろしくお願いします。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

子育て支援課児童相談所設置調整担当課長の半田でございます。

事務局(児童相談所設置調整担当課長)

半田でございます。よろしくお願いします。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

それと、子ども・教育政策課子ども政策調整係の小飼でございます。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

小飼でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

同じく、子ども政策調整係の工藤でございます。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

工藤でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども政策課子ども政策調整係)

最後に私、子ども政策調整係の河田でございます。よろしくお願いいたします。事務局の連絡先につきましては、資料のとおりでございます。何かございましたら、そちらのほうへお問い合わせいただければと思います。

続きまして、次第の3番、各委員からのご挨拶に移りたいと思います。資料3の名簿をご覧ください。名簿の順番でご挨拶をいただきたいと思います。恐れ入りますが、議事の都合上、1人当たり1分程度でご挨拶いただければと思います。

そうしましたら、相川梓様からよろしくお願いします。

相川(梓)委員

皆さん、こんばんは。相川梓と申します。中野区内で夫婦ともに区内企業に勤めておりまして、 現在、小5と小2と年中の3人の子どもを育てております。子どもにとっては中野区がふるさ とになります。縁あって中野で暮らしていますが、皆様とともに多くを学びながら1人の母親として、地域の1人として子どもの権利をどのように守っていくのか、どのようなことに気をつけていったらいいのかということをぜひ考えていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

窪寺委員

皆さん、こんばんは。結婚して中野の住人になりまして27年ぐらいになります。中野で里親をしております。里親をしたことがきっかけになりまして、子どもの権利というもの、子どもの置かれている環境にすごく今、直面しております。何ができるのか、これからどういった、子どもにとっていい環境というか、中野区としてみんなで子育てができる環境をつくっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

齋藤委員

皆さん、こんばんは。中野区内で子育て中の齋藤直巨です。子どもは実子が2人、19歳、14歳、そして、その下に、私も実は里親で、里子の子を10年ほど預かっておりますが、14歳になりました。私自身は、本当に1人のお母さんとして子育てをずっと続けてきたのですけれども、同期の里親が里子を虐待死させる事件ということに遭遇しまして、そこから、里親同士も孤立してはいけないし、子育てに何が必要なのかということを考えながらずっと活動してきました。

昨年は、子どもの声から現役の里親の経験と専門家の意見を交えて、里親の子育てスキルを考えてみようみたいなプロジェクトをしてまいりました。そこから見えてきたものというのは、親だったり、理解していない部分だったり、子ども自身がすごく深く考えていることというのも教えてもらったので、そういったことが反映できるように、子ども自身が自信を持ってすくすく育っていけるような中野区にしたいなと思って、参加させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

松山委員

こんばんは。松山晶と申します。中野区民です。これまで認定NPO法人自立生活サポートセンター・もやいという生活に困窮された方の支援などを行う団体で活動をしてまいりました。また、普段はセーブ・ザ・チルドレンという子どもの権利擁護実現のために働く国際NGOで働いております。中野区が子どもにとってより住みやすいまちになるといいなと思って参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

粉川委員

こんばんは。中野区立小学校PTA連合会から参りました粉川潔と申します。私自身も子どもを育てている中で、子どもの権利というものが非常に大事なのではないかというのを社会的なニュースを見たりとか、あるいは自分の子どもと接しながら感じており、それと同時にやはりまだまだ子どもの権利というものが子ども自身にもなかなか知らされていないし、保護者自身もなかなか理解ができていない部分がたくさんあるということで、この条例を通じて、1人でも多くの保護者に理解していただきながら、子どもにも自分には権利があるのだとしっかり思いを持ってもらえるようなものを一緒につくっていけたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

望月委員

こんばんは。中野区立中学校PTA連合会から参りました南中野中学校PTA会長の望月海主と申します。お願いいたします。子どもは高2と中2で2人おりまして、中野に住んで15年ぐらいになります。子どもたちのために微力ながら頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

福田委員

中野区立小学校長会、中野区立武蔵台小学校校長の福田でございます。今、学校は本当に コロナ禍で授業をするのが精一杯、残念ながら学校行事がほとんどできない中で、今週頑張って、冬休みということで、子どもたち、踏ん張っております。よろしくお願いします。

竹之内委員

改めましてこんばんは。中野区立中学校長会を代表いたしまして参りました中野区立第八中学校長、竹之内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。平素から生徒たちの支援をたくさんいただいております。本当にありがとうございます。本校においても、擁護施設が校区内にあるということもございまして、様々な事案を体験させていただいております。また、鷺宮小学校の副校長経験もございますので、小学校の段階からのそういった経験も踏まえ、今回、このような形で何かお力添えできるようなことがあればなと思っております。子どもたちのために、これからもどうぞよろしくお願いいたします。勉強させていただきます。失礼いたします。

岡見委員

中野区民生児童委員協議会のほうから出させていただいております、岡見と申します。よろ しくお願いいたします。最高齢ではないかと思います。子どもの権利、もう孫の世代かなと思 うのですけれども、長いこと民生委員、主任児童委員、人権擁護のほうもやったりしておりま して、子どもに関わることは結構あったと思います。先ほど区長さんが、子ども自身が理解できる条例なんて言っておりましたので、私にも理解できる条例を皆さんとご一緒に考えていければいいのかなと思っております。よろしくお願いいたします。

宮川委員

人権擁護委員をさせていただいております宮川と申します。人権擁護委員の中では人権の 花ですとか人権作文とか、小学校、中学校の皆さんに人権意識を根づかせたいという思いで 活動させていただいておりますが、そのような意識がこの条例の中で生かせればいいかなと 思っています。よろしくお願いします。

瀧本委員

こんばんは。次世代育成委員から参りました瀧本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私自身、中野生まれ、中野育ち、そして結婚後も中野に住んでいるということで、ずっと中野におります。子どもも今、中3と中1と中野区立の中学校に通っておりまして、本当に子どもの権利を考えながら、私自身こちらで勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

相川(裕)委員

皆さん、こんばんは。東京弁護士会に所属している弁護士の相川裕と申します。弁護士としては、ずっと登録してから東京弁護士会には子どもの人権と少年法に関する特別委員会というのがあるのですけれども、その委員をずっとしていまして、その中で、子どもの人権110番という相談活動であるとか、あるいは、子どもの人権救済申立という制度があるのですけれども、その中でのその申立に対する調査活動といったものをずっとやってきました。

また、弁護士会から外れた話になるのですけれども、弁護士だけではなくて、いろいろな児童福祉の関係者の方や、いろいろな地域の方々などの力を借りて、子どもシェルターというのをやっているのですけれども、東京ではカリヨン子どもセンターというところがやっている子どもシェルターの運営にも関わっています。それから、これも東京ではないのですけれども、民間のフリースペースの理事などもさせていただいています。

この条例、中野区でどんなものができるかというのは、中野区の皆さんだけはなくて、東京 や日本中の人たちがある意味注目している部分もあると思いますので、少しでも本当にお役 に立てればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

田谷委員

田谷幸子といいます。帝京平成大学、本当にすぐそこに、6年前に来た大学に今は勤務して

います。大学が中野に移転してきたのと同時に、中野のいろいろな子ども活動に関わらせていただいて、学生と一緒に中野区で何ができるかを考えています。私自身は社会的養護の子どもたちに対する研究をしています。今年は中野区ではないのですが、違うところで若年の女の子たちの居場所支援を始めました。この新型コロナウィルス感染拡大の中で本当にたくさんの相談が来ていて、子どもたちの状況は極めて厳しい状況にあると思っています。先ほど校長先生からも子どもたちは頑張っているというお声を聞いて、涙が出そうだったのですが、本当に子どもたちが頑張っているように、私たちも頑張らなければと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

野村委員

東京経済大学の野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。弁護士もやっています。所属は埼玉弁護士会になります。私の専攻は行政法ということなのですけれども、ちょうど条約が批准される少し前の1992年ぐらいだったと思いますけれども、教育法学会というところで子どもの問題に関わって以降、子どもの問題から離れられなくなって、現在に至っています。

比較的、古くは、川崎市の子どもの権利条例の制定に関わりました。そのほか、私が関わったけれども条例にならなかった自治体が実は二つもあって、三つ目にならないように頑張りたいと思いますけれども。現在は、西東京市の子ども権利擁護委員の代表、それから、国立市の子ども人権オンブズマンのスーパーバイザー、アドバイザーというのをやっています。それから、豊島区の青少年問題協議会の会長をやったり、そんなことをいろいろやったりしているところです。

条例では、現在静岡県の富士市でも子どもの権利条例の策定をちょうど今、始めたところで、 そんなことをやっているということになります。そのほかいろいろですけれども、あと最近は、 いじめ自殺の第三者委員会の仕事が多くて、現在10例目でしょうか。同時に今、四つぐらいを やっていて、二つぐらい断ってしまったりもしているのですけれども、そんなことを最近ではや っています。

中野区、東京経済大学から中央線に乗っていくとよさそうなところだなといつも思いながら あまり降りずに通過していますけれども、これからここに降りていろいろ中野区のことも知り ながら、皆さんと一緒に条例制定に関われればと思います。どうぞよろしくお願いいたしま す。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

皆様、ありがとうございました。そうしましたら、続きまして次第の4、会長の互選及び副会長の指名に移りたいと思います。まず、会長の互選を行いたいと思いますが、もし各委員から異論がないようでしたら、事務局のほうから推薦をさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、ご異議がないようなので、事務局のほうから推薦させていただきます。会長につきましては、国連NGO子どもの権利条約総合研究所の副代表でいらっしゃり、子どもの権利条約に精通しておられ、かつ、西東京市の子どもの権利擁護委員の代表を務めていらっしゃるなど、子どもの権利救済などについても経験豊富な東京経済大学教授の野村武司委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

(拍 手)

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

それでは、会長につきましては野村委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 ここからの進行は野村委員にお願いしたいと思います。

野村会長

会長に指名していただきました野村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今のと ころ一勝二敗ですけれど、二勝を目指して頑張りたいと思います。

副会長を会長が指名するということになっておりますので、私のほうから指名させていただければと思います。児童養護施設の実態などについて大変精通していらっしゃるということで、 帝京平成大学の田谷委員にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

(拍 手)

野村会長

それでは、よろしくお願いいたします。何か堅苦しいですよね。どの会議も一番最初が一番堅苦しく、何かドーッと流れのまま進んでいくのですけれども、少し息をつきながら楽しく、いろいろなことをお互いに知り合いながら運営できればというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当審議会に対しての諮問があるということでありますので、これは区長からの諮問ですけれども、区長代理で小田部長からお願いできればと思います。

事務局(子ども家庭支援担当部長)

それでは、私のほうで代読をさせていただきます。お手元のほうには資料4の形でお配りし

てあると思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、読ませていただきます。

中野区子どもの権利擁護推進審議会会長様、中野区長酒井直人。中野区子どもの権利擁護推進審議会への諮問について。中野区子ども権利擁護推進審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

- 1. 諮問事項 子どもの権利擁護に係る条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方、区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組み、及び子どもの権利擁護を推進するために必要な方策等について。
- 2. 諮問理由「子どもの権利」については、1989年に国連が採択した「児童の権利に関する条約」において、すべての子どもが幸せに生きることができるよう「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が掲げられ、我が国においても1994年に批准しました。しかしながら、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるなど、子どもの権利が脅かされる深刻な状況が続いています。こうしたことから、国は、2016年の児童福祉法改正において「子どもの権利」を位置づけるとともに、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれ「子どもの権利」を支援していくことを明確化しました。

また、区においては、これまで子ども・子育て支援の取組などにより、子どものすこやかな成長を支援したところですが、児童虐待対応等の機能強化を図るため、2021年度に児童相談所を設置することとし、これに向けた取組を進めているところです。

区は、こうしたことを踏まえ、すべての人が「子どもの権利」を理解し、それぞれの生活・活動の中に「子どもの権利」の視点が取り入れられている状態を目指し、その指針となる条例の制定を進めていきたいと考えております。

つきましては、以上の趣旨を踏まえ、子どもの権利擁護に係る条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考え方、区・地域団体、事業者等の役割、相談支援の仕組み及び子どもの権利擁護を推進するために必要な方策等についてご審議をお願いするものです。

それでは、よろしくお願いいたします。

野村会長

ただいま、小田部長からこの諮問書を受け取りました。非常に思いの込もった諮問書だと思いますけれども、これに沿いまして審議を進めていければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今、5まで進んだところだと思いますけれども、6の審議会の運営について皆さん にお諮りしたいと思います。まず、事務局から申し合わせというのがあるかと思いますけれど も、これに沿いましてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

それでは、皆様、資料5をご覧ください。こちらは審議会の運営上の申し合わせ(案)でございます。

まず1番、傍聴者のルールについてでございます。傍聴者の方は会場内での飲食はできません。カメラ・スマートフォン等による録音、撮影等はできません。ただし、審議会の決により許可した場合はこの限りではありません。

(3)傍聴者が意見表明(拍手等を含む)、はち巻き、腕章等の着用、不要な離席等、審議会の秩序を乱した場合は、会長は傍聴者に対し退場を命じることができることといたします。

次に2番、審議会の議事録についてでございます。事務局は議事録をまとめるため、ボイスレコーダーで録音をさせていただきます。議事録につきましては、委員の方に議事録(案)を送付いたしまして、確認をいただいた上で議事録を作成させていただきたいと思います。議事録につきましては、中野区のホームページで公開させていただきたいと思います。議事録の発言者氏名は原則として記載させていただきます。以上でございます。

野村会長

ありがとうございました。今、運営上の申し合わせについてご提案いただきましたけれども、 この点についてご異議はございますでしょうか。なければ、こういう形で進めていければと思 います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この申し合わせ事項、結構厳しいお話が多くて、傍聴されている方が「んっ?」という 感じがあるのではないかなと思うのですけれども、ぜひ、ここでの議論をそれぞれの現場ない し地域にお持ち帰りいただいて、いろいろと広めていただければ大変助かります。

この審議会だけで多分、条例をつくる、条例の考え方を提案できるわけではなく、皆さんの力でいろいろ広めていただいて、区内でいろいろ議論が巻き起こっていくということがとても大事だと思いますので、禁止事項ばかり多いのですけれども、私としてはそういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて次に、第7でしょうか。スケジュールについてまずご説明をいただければと思います。よ ろしくお願いいたします。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

それでは、資料の6をご覧ください。審議会の開催スケジュールでございます。恐れ入りますが、会場の都合上、こちらの開催スケジュールで開催をお願いしたいと思います。主な審議の

内容ですが、本日は1回目でございまして、区の現状把握、課題共有でございます。2回目におきましては、課題の整理、権利擁護の考え方の検討。第3回目におきましては、権利擁護の考え方の整理、各主体の役割の検討。第4回におきましては、相談支援の仕組みの検討、権利擁護を推進するための方策の検討。第5回に答申(たたき台)の整理ですね。第6回で答申(案)の調整とさせていただいております。よろしくお願いします。

野村会長

ありがとうございました。一応、スケジュール(案)ということで、6回の会議が予定されていて、それぞれの審議内容がこのように提案されています。これは一応、予定は予定ですので、この予定どおりに進まないことも多分あるかと思います。特にこのスケジュール(案)を拝見して、私としては、やはり子どもの意見をきちんと取り入れるということがとても大事だと思うので、このスケジュールの中で子どもとの関わり方とか、あるいはこの状況の中での関わり方はなかなか難しいかもしれないので、いろいろなことを考えながら子どもの意見がうまく反映できるように考えてみたいというふうには思っています。

一応、こういうようなスケジュール案ということで、そのような変更というか付加というか、 あるいは皆さんからのいろいろなご提案も含めて取り入れていきながら、まずはこの6回の会 議というものを進めていきたいというふうに考えております。

何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいですかね。まずは、進めて、その都度何か都合、不具合があれば修正をしていくという形で進めていければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次は検討用基礎資料というのが用意されていまして、中野区の現状でしょうか。 これについてご説明をいただければというふうに思います。それでは、資料7と資料8になり ますでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

それでは、資料7と資料8の説明をさせていただきます。傍聴の方はスクリーンをご覧いただければ同じ資料が出ますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料7の検討用基礎資料をご覧ください。こちらの資料、昨年度、区内の小中学生とその保護者を対象に実施しました中野区子どもと子育て家庭の実態調査などから作成したものでございます。時間の都合上、全てのページで説明することはできませんが、幾つかのページを説明させていただきますので、残りのページはぜひ、お時間があるときにご一読いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず右下のページ番号で4ページをご覧ください。こちらは「子どもから見た場の満足度」になります。こちらをご覧いただくと、区内の子どもたちは図書館や近所のお祭り、商店街のイベントなどは比較的満足度が高いということが分かります。一方で、子どもが遊べる公園の遊具ですとか、屋内で遊べる施設、公園の設備などは満足度が低く、不満度が高くなっていることが分かると思います。

続きましてスライド番号の右下の5番をご覧ください。こちらは「子どもから見た中野の商業環境」になります。区内の子どもたちはジュースやお菓子を買える店の数については比較的満足度が高いことが分かるのですけれども、一方で、洋服や靴を買える店の数ですとか、おもちゃやゲームを買える店の数については満足度が低くなっているという状況でございます。

続きまして7ページをご覧ください。「子どもから見た中野の安全・安心の環境」についてでございます。こちらはどちらの設問も「非常に満足」「満足」「やや満足」が半数を超えているのですけれども、一方で、通学路の安全ですとか犯罪や危険の数については、22.5%の子どもたちが「やや不満」「非常に不満」と回答しています。

続きまして15ページ、16ページをご覧ください。「他の人に相談したり話したりする頻度」に ついての調査でございます。こちらは小学生、中学生ともに、親や友達以外とは「あまり話さない」、「ぜんぜん話さない」という割合が高くなっている状況でございます。

続きまして18ページをご覧ください。「孤独を感じることはない」と思う子どもの割合でございます。小学生、中学生のいずれも約3割の子どもたちが孤独を感じることはないとは「あまり思わない」「思わない(=孤独を感じる)」ということを約3割の子どもたちが回答しています。

続きまして22ページをご覧ください。区立図書館の児童書の蔵書数になります。中野区は約19万冊児童書を所蔵しておりますが、これは区民1人当たりに直しますと0.57冊でございまして、ほかの区と比較しても少ないということが分かります。

続きまして25ページをご覧ください。「自分専用の勉強机の有無」ですね。こちらにある貧困層というのは低所得、家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如のうち、二つ以上該当する世帯のことでございます。同様に、周辺層はいずれか一つに該当する世帯で、一般層はいずれの要素にも該当しない世帯となっております。

こちらにつきましては、東京都のほうでも同様の実態調査を行っておりますので、中野区と の比較を掲載しております。

小学生、中学生ともに全ての層において自分専用の勉強机が欲しいけれどもないという子

どもの割合が、東京都と比較すると高くなっております。

続きまして26ページをご覧ください。自宅で宿題などの勉強ができる場所があるかどうかという調査になります。こちらは小学生では貧困層で13.8%、周辺層で11.3%、一般層では3.5%の子どもたちが自宅に宿題などの勉強できる場所が欲しいけれどもないと回答しています。中学生になりますと、貧困層の18.2%、周辺層の6.9%、一般層の3%が自宅に宿題などの勉強ができる場所が欲しいけれどもないと回答しています。

続きまして31ページをご覧ください。こちらは「都市公園の面積」についての23区の比較になります。都市公園の面積については、中野区の場合は44万5,605平米となっておりまして、これは区民1人当たりで割りますと、1人当たりが大体1.3平米ということで、これは豊島区が一番低いのですけれども、その次が、中野が低いという数値になっております。

続きまして32ページをご覧ください。「子ども本人のサービス利用意向」についてでございます。小中学生とも全体的にこちらの設問については利用したいと思っている割合が高いのですけれども、小中学生のどちらも家以外に休日にいることができる場所ですとか、家で勉強ができないときに静かに勉強ができる場所の利用意向が半数を超えているという状況になっております。

続きまして34ページをご覧ください。小学生が平日の放課後に過ごす場所についてです。 小学生は平日の放課後は、自分の家、塾や習い事、公園の順番に過ごす割合が高くなっており ます。

最後に35ページ、次のページですね。中学生が平日の放課後に過ごす場所についてでございます。こちらも一番割合が高いのは自分の家となっておりますが、2番目は学校(クラブ活動など)となりまして、次が塾や習い事の順番になっております。

以上で、少し簡単ではございますが、資料7の説明は終わらせていただきます。

続きまして資料8の説明に移ります。資料8は、既に子どもの権利関係の条例を制定している自治体の条例について、4自治体をご紹介させていただければと思います。

まず最初の川崎市の子どもの権利に関する条例です。こちらは、総合条例としては一番古い 条例でありまして、総合制を目指す条例となっておりまして、権利の保障を実効性のあるもの にするために具体的な制度や仕組みなどを盛り込んだ法制となっております。

二つ目が、世田谷区子ども条例です。こちらは、ご覧いただくと分かるのですけれども、子ども自身が条例を読んで理解できるような文章になっています。ですます調というのが、特徴ですね。

条例を基に推進計画の策定と評価を進めて、推進体制を整理するような条例になっております。

三つめは、川西市子どもの人権オンブズパーソン条例です。こちらは公的な第三者機関としてオンブズパーソンを設置して、子どもの人権侵害救済防止に取り組むことを規定している内容になります。オンブズパーソンに特化したような内容になります。

四つ目が西東京市子ども条例になります。こちらは都内では一番新しい条例になりまして、 子どもを巡る様々な問題について施策の原則を定めている条例でございます。施策を推進す るために保護者や市などの役割を明確にしている条例となっております。

各条例とも時間があるときにぜひご一読いただければと思います。以上で資料8の説明を 終わります。

野村会長

ありがとうございました。中野区の現状、これはいろいろな実態調査から引っ張ってきたということでよろしいですかね。ありがとうございました。

それから、他自治体の子どもの権利に関する条例ということで、一つが川崎市、先ほど申し上げたとおり、この制定にはかなり深く関わりましたし、この中にある子どもの権利委員会というものの委員長だけではないか。全部で9年間務めましたので、大抵のことは答えられると思いますので、何かあればご質問ください。

それから、川西市についても条例の制定でいろいろと意見交換をさせていただいていますし、 西東京市は目下これを広報しなければいけない立場にあるものですから、いろいろとお話し できることもあるかなというふうに思います。

それはまたご参考にしていただくということですけれども、せっかくですので皆さんと中野区の子どもの現状について、それぞれこれは、データはデータとして、もちろんデータの拝見、どういうものがあるのかということでもいいのですけれども、皆さん実感として持っておられる中野区の子どもたち、あるいは子どもの置かれている環境であるとか、あるいは状況について、少しいろいろとご意見をいただければというふうに思っています。

今、いろいろなところをピックアップしてご説明いただいたのですけれども、私としては、例えば20ページ、21ページの自己肯定感であるとか、中学生の自己肯定感が21ページにありますが、頑張れば報われるとか、家族に大事にされているということはみんな思っているのだけれども、自分のことが好きだとか、あるいは自分には価値がある人間だと思うというところになると、急に少し下がってしまうというところがすごく気になるところではありました。

いろいろと皆さんの感じるところがあると思いますので、それぞれ言ってくださいといってもなかなか急に「はい」と手を挙げて言うのは難しいかもしれませんけれども、こんなことがありますとか、こんなふうに感じましたとか、私の現場ではこんなふうになっていますなどというようなことをご披露いただけるとありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。

相川(梓)委員

私はこの資料7の37ページの部分に注目しています。中野区が大々的に今回の資料のもとになっている子どもと子育て家庭の実態調査をやってくださって、その結果を見たときに、私が一番びっくりしたのがここです。一番ほっとできる居場所を聞いているのですけれども、ほっとできる居場所はないと答えている方が中学生で3%もいます。私はこの結果を見たときに、そういう子が本当に今、自分も暮らしている中野区に実際にいるのだということが、本当に衝撃的で、何とかできないのかなというふうに感じました。

また私自身、子どもと遊びに外に出ると中野区の公園が少し物足りないなと思うことが多くあります。こちらの資料でも、子どもの声として公園の遊具が足りないと感じている傾向がでていると感じ、実感と一緒だなと思いました。中野区は今年度、古い遊具を取り替えるということで、各公園で遊具候補を三つぐらい出し、区の方が現地でもヒアリングをするという形でアンケートを取ってくださいました。その結果実際に工事が終わってどうなったかというと、似たような遊具が近隣の公園に固まってしまったりですとか、高学年の子にはちょっと物足りない公園になってしまっていたりしているようです。また、候補を決めたはずなのに何らかの事情で決めたはずの遊具ではないものが選ばれて、勝手に設置されてしまったということがありました。その点がすごく残念だったので、そういったときにきちんと子どもの声を聞いて全体のバランスも見て遊具を設置していくということができたらすごくいいなと最近思っております。

野村会長

ありがとうございます。公園と言うと、どこが担当部署になるか分からないけれども、ある程 度こういう公園が子どもにとっていいだろうということでつくるけれども、実際に子どもにと っていいだろうと思っていることと子どもがいいと思うことが違うことが結構ありますよね。

私が前に見学したところで、随分昔ですけれども、近江八幡市というところがあって、そこでは、ある篤志家の人が市に土地を提供してくれて、それでその土地に公園をつくるというので、 子どもたちを集めてワークショップをやって、その土地がどういう土地かということを学びな がら、それで、いろいろとこういうものがあったらいいねというのを子どもたちがこう。それを業者に、3社ぐらいに提案するのです。それで、業者が子どもたちの意見を聞いて、子どもたちの前でプレゼンをして、それで子どもたちの投票で公園の中身が決まっていくなんていうのを見たことがありましたけれども、その結果として、やはり公園を大事にしようとか、後の掃除なんかも含めて子どもたちが関わっていくというようなこともあったりして、こういうのはいいななんていうふうに思ったりしましたけれども、そういう実践ができるととても面白いかもしれないですね。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

松山委員

小学生、中学生の人たちの意見がこんなふうに調査されて形になってすばらしいなと思う一方で、高校生世代の方たちの意見というのを、やはり高校生の人たちは小中学生の子どもたちよりも動くからなかなか、基礎自治体から漏れがちなところがいろいろな形であるかなと思うのですけれども、高校生世代の人たちへのリーチ、学校に行っていない子どもたちへのリーチというのをどういうふうに、事務局のほうでも考えていらっしゃるか聞かせていただけますか。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

ご質問ありがとうございます。昨年度の実態調査については、子ども自身に聞いたのは小学生の高学年と中学生だけに昨年度は実態調査をやっていまして、高校生については様々な方法で子どもの権利擁護に係る条例を検討していく過程で、意見のほうは聞いていきたいなと思っていますけれども、どういう方法で今考えているのかというのは、まだ検討中です。ただ、何らか。我々も区立小学校と中学校は持っているのですけれども、区立の高校というのは、我々は持っていないので、なかなか今まで接点が薄かったというのは現状としてありますので、どういう方法で声を拾っていくのかというのは、また今後検討していきたいと考えております。

野村会長

ありがとうございます。これもどこの基礎自治体も大きな悩みで、結局、公立学校は中学生までで、そこを卒業してしまうと子どもたちの行動範囲が広がっていくというのもあるけれども、所属するところが必ずしも基礎的な自治体ではなくなっていくので、なかなか把握しにくいという現状があるのかなと思います。

ただ一方で、子ども・若者育成支援推進法でしたか。子若法といわれているもので、若者を 40までとしているのですけれども……。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

39歳です。

野村会長

40前ということなのですね。39歳までとして、その施策をちゃんとやりなさいなんていうふうに言われていて、しかし、なかなか基礎的なデータがないのでどうしたらいいのだというので、私が関わっている豊島区でも右往左往していますけれども、それでも相談窓口なんかを開いてというようなことはやっていますけれども。この高校生世代というのは、ご指摘のように大きな課題かなということと同時に、でも、とても力を発揮してくれる世代でもあるので、いろいるな形で関わりが持てればいいななんて、お聞きしていて思いました。

ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員

私は子どもを今育てている視点からお話ししたいなと思うのですけれども、今、19歳、14歳、そういう中野区内の公立だったり、私立だったりに通っている子どもたちを見ている中で、やはり中野の土地自体すごく教育熱心な場所なのかな、私立を受験するお子さんも多いかなという中で、教育というつもりで子どものためを思ってやっていることが教育虐待になっているという状況が実際にあるというのを私自身も感じていて、それと同時に、共働きの家庭もどのくらいの世帯がいるのか分からないのですけれども、多いのかなというふうに実感をしています。

共働きイコール、例えば、保育園は8時ぐらいまで預かってくれて、小学校になって学童になってかなり、親が帰ってくる時間までに子どもが孤立してしまう時間というものが増えて、かつ、その教育熱心さが「その時間にこういうことをやっておきなさい」「ああいうことをやっておきなさい」というのがうまく家族の中でコミュニケーションがとれなくなってしまって、結果、中学生のほっとできる居場所がないというのが、数字として大きくなっている原因というのはそこにもあるのかなと思っています。

それと、中学生の、長女が受験をするときにすごく衝撃的なエピソードがあって、それは自分の希望する高校を書いて出す際に泣きながら出している子がいると。それは何で泣いているのかと聞いたら、全く自分の希望している学校ではなくて、そのお子さんはすごくできるお子さんだったので、親がかなり高め、高めで、その大学に行くにはここしかないのだというふうな形で決められてしまって、絶望して泣いていたというような状況もあるかなと。

親の気持ちはすごく痛いほど、やはり親側なので、この大変な時期を乗り越えてしっかり生

きていけるようにというようなことで関わっているのだけれども、子どもにしたらもう実際のところ、自分のことを完全に無視されて人権なんていうのは感じられないように成長しているという現状があるかなと思いました。

うちに家出をしてくる子が数人いるのですね。それは小学生だったりとか、近所のお子さんだったり、子どもたちのつながりの中で頼って家出してきてくれるので、そのたびにきちんと対応しようということで言っているのですけれども、例えば、小学生のお子さんが家出してきた理由というのは、普段から習い事を「これをやっておきなさい」。お母さん、お父さんが帰ってくるのがすごく遅い。その時間まですごく孤独に自分はそれに向き合わなければいけなくて、最初は真面目にやっていたのだけれども、だんだんとつらくなってきてしまって、うちに来ておやつを食べているような子だったのですね。親御さんが帰る前に早く帰りなさいよと言ってもなかなか帰りづらい。それで、送っていったりとかもしていたのですけれども、ある日それがばれてしまって、それで親にすごく怒られて、そのままうちに泣きながら家出してきてしまったと。

そのお子さんも確かに大変なのだけれども、実は、その子を迎えに来たお母さんも早く迎え に行って連れて帰らないと夫に怒られる。要は、家庭内DVの構造もそこにつながっているの だなというのはありました。以上です。

野村会長

ありがとうございます。このコロナ禍の中で緊急事態宣言が発せられたときに、西東京市の子どもの権利擁護委員会でも相談が結構来るのではないかと思って、実は待ち構えていたのですけれども、逆に緊急事態宣言が出た後はぱったりと相談が来ませんでした。ところが、緊急事態宣言が明けるといったときに子どもから直接に電話相談みたいなのがやってきて、一つには、緊急事態宣言で家にいなければいけないというのは子どもたちにはストレスなのかもしれないけれども、緊急事態宣言が明けて動き出すということもストレスなのだなというのを感じたのが一つと、それから、そのときに増えた相談内容というのが、やはり家庭内のことが結構多くて、これは国立市でも多分そうだったと思いますけれども、親との意見の相違ということで非常にストレスを感じて相談に来るという子どもがコロナ禍の中で見受けられたというのを感じています。

今、ご指摘いただいたことで思いついたので補足的にということですけれども、お話しさせていただきました。

ほかにいかがでしょうか。そう言われてしまうと何か言わなければいけないという……。私、

なるべく見ないようにしたのですけれども。ぜひ。

窪寺委員

家庭の中で親と子というか、事態はそこだけだと解決できないなという。煮詰まるという言い方をしたらいいのでしょうかね。やはりどうしても、正解もないし正しい解決策もないのですけれども、その中にヘルプの手がすごく欲しい。親も追い詰められていくし、子どもも追い詰められていくのですけれども、そういったときに子どものあり方とかそういうものを親もきちんと持っていないと、すごく、もう一線を越えるではないですけれども、そういうことの、子どもの権利を侵害するようなことに及びかねないことになっていくなと。それが全て家庭の中という閉鎖された中で、他人が入り込めない中で起きるということが一番あると思うのですけれども、この最後のほうに、相談とか組織の団体が入ってくるとは思うのですけれども、そこが大きいかなと。家庭という閉ざされて、他人が入り込めないようなところで、その中にその人権とか子どもの権利とかというところがあるので、そこを本当に文化として育てていくその重要性と、それに対して「今、それは」というようなことを言える環境というものをどうやってつくっていくことなのかなと、今回の審議会の中で思っています。

家庭の中に、どういうふうに自然というわけではないのですけれども、受け入れられながら「そうだよね」という何かをつくっていけたら。何が言いたいかといったら、その閉ざされた空間で起きる、ヘルプというものの大きさをすごく感じて今、実際生活していますということを伝えたかった。とりとめがなくなりましたが、以上です。

野村会長

とんでもないです。ありがとうございます。

先ほどご紹介いただいた資料のところに、15ページ、16ページでしょうか。「他の人に相談したり話したりする頻度」というのがあるのですけれども、この聞き方だけだとにわかに分からないところもあるのですけれども、全然話さない、あるいはあまり話さないという子どもが少なからずいるということは、家庭の中でお話をしているという様子は分かるのですけれども、それでも全然話さないとかあまり話さないという子どもたちがいる。あと、川崎市の調査の中でも、「困ったときにどこに相談する、人とか機関がありますか」という質問に対して、相談できるところは一つもないと答える子どもがいるのですよね。それと、自己肯定感とクロスしてやってみると、自己肯定感の低さがそういう子どもには目立ったりするということもあって、やはりそういう子どもは内にこもっていくという。逆に家庭の中で非常に汲々としているというところもあって、ある意味外とのつながり。逆に言えば、1人でも頼れる大人がいると自己肯

定感も上がっていくという傾向もあって、そういう意味で相談できたり、あるいは外に向かってつながりを持てるということがとても大事なのだななんていうふうに感じたことがあったりもします。ご指摘ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

齋藤委員

今の相談できる相手はということだと思うのですけれども、私が実感として今あるのは、相談は困ったときにできるものではないのだよねということだと思うのですよ。それは大人だけではなくて、子どもも同じように。

先日も、今、不登校中のお子さんが、その子と直接LINEはつながっているのですけれども、小さい頃から知っていて、お母さんが精神的な病気なのですね。家族としておじいちゃん、おばあちゃんが実質支えているようなお子さんもいるのですけれど、その子が「今日は家にいたくない。ちょっと行っていい?」といってLINEしてきて、結局お泊まりするかどうかも悩んだのですけれども、みんなでご飯も食べて割と遅くなってからでも送り届けて、また明日もいらっしゃいと。いきなり泊まるのではなくて、さっと寝て、また朝起きたらいらっしゃいではないけれども、そういう形でその場は対処したのですが、そのときにすごく実感したのは、困ったときにSOSを出してくれたのだなということ。

それはなぜ出せたのかといったら、その前のつながり、普通のつながり、その中での感覚を子どもが持っているからSOSを出せるということなのかなと思ったのですね。今日、いらっしゃっている皆さんにお聞きしたいのですけれども、普段からのつながりが相談につながるのだなというのを実感していらっしゃる方はやはりいるのかなと思って。質問になってしまいました。

野村会長

いかがですかね。どうでしょう。

齋藤委員

特にカリヨンとかは、私も子どもの件でお世話になっているのですけれども、相談をキャッチ するという場所ではあるけれども、何かしら普段からもつながりがあるのか、お聞きしたいで す。

相川(裕)委員

カリヨンに相談に来るお子さん、子どもさん自身がSOSをその子どもの人権110番にかけてくれるということももちろんあるのですけれども、でも、それはすごくハードルが高くて、や

はり比較的多いのは、例えば、本当に友達の親御さんだったりとか、学校の先生だったりとか、 そういうちょっと斜めの関係にあるような大人がそれをキャッチして、それで相談してくれる みたいなケースというのは比較的多いのではないかと思います。

それこそ、そういう普段から信頼できる大人がサポートしてくれて、そういうシェルターなんかにつながるとか、そういう場合というのが結構多いのかなというふうに思いますけれども。

野村会長

ありがとうございました。なかなかつながりを持っていない子どもでも、やはりどこかにつながりたいというのは結構あって、これも後のテーマになるのですけれども、子どもの救済機関というのを条例で設けることの意味というのは、よく子どもの救済機関はほかにいろいろ相談機関があるけれど、どう違うのですかとよく聞かれるのですね。それで、そのときにいつも答えるのは、世の中には専門的な子どもの相談機関がたくさんありますと。例えば、教育相談もそうだし、臨床相談もそうだし、もちろん法律相談もそうです。だけれども、そういう相談機関というのは、実は、法律相談なんかやっていると「訴えたい」と来るわけです。話を聞いてみるとちっとも訴える話ではなかったりするのだけれども、要するに、そういう専門的な相談機関の看板というのは、自分で何の問題だか整理して持ってきてくださいという、相談者側に投げかけているのですよね。ところが、何の問題だか分からない、何だか分からないけれども困っているとか、もやもやしているという。むしろ、その相談機関の中にはそういうものを受け止めて、何の問題であるのかということをむしろ相談機関のほうがきちんと整理をして、いろいろなところにつなげていくという役割が必要だというふうには思っていて。

実は、条例で設ける相談機関というのはそういうところなのではないでしょうかという話をするのですね。だから、どこと違うという話ではなくて、そういうことだろう。そういうところにお試しでかかってくるのです。ちょっとしたメールだとかちょっとした電話だとか。そのときに、「ちょっと話しに来てみない?」というような感じでつながるようにしようねというふうに西東京ではお話をしているのですけれども。

そういう意味では、どこにもつながれない子どもは、もう本当につながれないときにはどうにもならないのだけれども、どこかでやはり自分で発信したいと思うところがあって、自分で見つけたり、たまたま手にしたカードを頼りにということもあるかもしれないけれども、そういうような形でつながりを求めてくる子どもというのがいることは細々ながら実感することはあります。

どうでしょう。田谷さんも何か適宜ご発言いただければと思います。

瀧本委員

私は先日、児童館のお祭りにお手伝いに行ったのですけれども、このコロナ禍の中で「やるんだ」という感じだったのですけれども、その児童館も例年やっているお祭りを本当に縮小バージョンで開催したということで、その開催した理由が、子どもたちがやりたいという思いがすごく強かったみたいで、今、学校にしても町会にしてもいろいろなイベントが中止だったりしていく中で、やはり子どもたちは何かをやっていきたいという思いが強くて、それを児童館に行って相談をしたところ、本当に一緒に考えてくれて、こういう感じだったらコロナ禍でもできるかもしれないといって実際に開催ができたというところで、当日にお手伝いに行ったら、本当に子どもたちがすごくキラキラ輝いていて、来てくれるお客さんも、また実行委員で頑張っている子どもたちがすごくキラキラ輝いていて、来てくれるお客さんも、また実行委員で頑張っている子どもたちも本当に楽しくやっている姿を見て、コロナ禍でありながら大人の都合で、中止といったらすごく楽だなと正直思ったのですけれども、それでも何かをやってあげようという。学校では難しいし、町会でも難しいし、やはり児童館だったのだなというところで今回、子どもたちの居場所というところがあってよかったなというふうに感じた一つのイベントでした。

児童館が今後、中野区からもどんどん減っていくかもしれないという話がある中で、子ども の居場所をぜひ権利として、大人の都合ではなくて、なくすのは簡単だけれど、継続していく やり方をまた何か考えていけたらいいかなというふうに感じました。

野村会長

ありがとうございます。児童館は重要ですよね。西東京で関わって児童館なんかに結構、コロナ禍の前は行っていたのですね。学生を連れて行ったりもしました。児童館の職員の人とお話をすると、やはりよく見ておられて、あの子はこういうところで困っているかもしれないというのはよく見ておられる。そういう児童館というのはすばらしいなというふうに思って、児童館再発見のときがありましたけれども、児童館というのは子どもの居場所にとって重要な役割を果たしているのだなというふうに私も思います。

ほかはいかがでしょう。どうでしょう。校長会とかいうと結構、堅苦しく来られているかもしれませんけれども、ちょっと解き放っていただいて、日頃の子どもたちの様子など。特にコロナ禍の、さっき小学校の校長先生からのご指摘がありましたけれども。

福田委員

やはり小学校は担任の力が結構大きいです。子どもの微妙な変化にアンテナを張って、それ が見抜けるか見抜けないかということで、絶えず子どもをしっかり観察して、言葉を発さなく ても顔色とか普段の違いがどうSOSを出しているのか、やりなさいと言っていますけれども、 小学校は非常に教員の若返りが激しくて、教員採用試験の倍率が下がれば下がるほど学校が 大変になるというようにも言われているのですが、本校一生懸命やっているし、今まで校長と してやってきた学校では、本当に一生懸命やっているところでございます。

いろいろなご家庭があって、やはり踏み込めないというかな。子どもはやってほしいのだろうし、多分、朝ご飯を食べていないなというふうに分かっていても学校としては何もしてあげられない。お菓子一つとってもアレルギーの問題で与えることも厳しいということがあったり、非常に縛りが多い中で一生懸命やっているところがあります。

ご家庭も本当にケースがあって、よかれと思うことを逆手にとられて、非常に傷つく言動を 受けたりとかそういうことがあったりして、本当に受難の時代だなというふうに思います。

子どもの居場所ということで児童館は本当にありがたいし、それから学童ですとか、そういう中で非常に満足度を見るところで、近所のお祭りや地域のイベントというのが高くて、全くそれが今年できないということが、やはり学校としても本当に密になってはいけないというから、全校児童が集まることは1回もやっていないのですよ。朝会もオンライン朝会で各クラスを回って、それで生中継しながら話をしているという状況だったり、当たり前のことが当たり前でないという状況の中で、いろいろな家庭の中で、当たり前のことをされていないのかな。同じ洋服をずっと着続けているのだけれどという情報はキャッチしていても、手出しができないというかな。そういうもどかしさとか、そういうのもありますけれども、関係した諸機関の皆様と本当に子どものために頑張り抜くしかないかなというふうにつくづく感じているところでございます。すみません、まとまらなくて。

野村会長

とんでもないです。ありがとうございます。中学校はいかが。

竹之内委員

居場所に焦点が絞られてお話が進んでいるので、居場所ということで中学生を見ると、中学生の居場所はやはり学校ではないかと思うのです。平日は6時、6時半まで部活動をやる、委員会活動をやる、様々な取組を行う、土・日曜日も部活動等をやる、そういう中で子どもたちが日々、自己有用感を感じながら、自己肯定感を高めていく、そういう取組がこれまでもされていましたし、今もしています。

ところが部活動ガイドラインができ、活動日数・時間等における様々な制限がかかりました。 また、教員の働き方改革の中で、教員の勤務日数・時間等にも制限がかかりました。子どもの 居場所を学校とする中で、どのような対応をしていくかというのがこれからの課題になると思います。予算であったり、人材であったりが必要になってくるわけですけれども、どこまで確保できるのかという課題をクリアするための制度を確立する必要があると思います。本会がそのきっかけとなっていただけたらうれしく思います。学校以外の場所をつくるというのはなかなか中学生では現実的ではないと思います。

高校生も実際に部活動をやっている子どもたちはかなり充実をして、学校が居場所になっていると思います。高校との様々な連携の中で、協議会などに行きますと、やはり6時半、7時まで部活動をやっています。室内外にかかわらず、様々なところでやっています。充実した生活を子どもたちは過ごしているわけです。

ですから、そういった形で、どのように学校という施設をうまく活用して居場所をつくってい くのかというところに注力していくことがこれからさらに必要になっていくのかなと考えてい るところです。

野村会長

ありがとうございました。PTA……。

望月委員

中P連の望月です。お願いします。私たち中P連でも毎年、区長・教育委員会に要望書というのを出させていただいているのですけれども、ちょっと話がまた戻ってしまうのですけれども、この15ページ、16ページで「他の人に相談したり話したりする頻度」の課題のところで、学校、PTAという立場でお話しさせていただくと、学校の中にスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教育相談員、ここが中野区はちょっと少ないとか物足りないのではないかということで、拡充してくださいというお願いもしています。この結果を見ると、その他の大人というところにこの専門家の方たちが入っていればいいなと思います。勤務日数とか勤務時間が多ければいいという問題ではないとは思うのですが、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが積極的に子どもの家庭とかに赴いて相談に乗ってあげてということができる役職、立場ですので、PTAという立場でいうと、そういうハードをつくったり拡充していただいて、この問題が解決できていければいいなというお願いを区にしているところです。

十中の跡地に児童相談所ができるということで、来年、中野区もどんどん変わっていくのではないかと思いますので、そこはとても期待しておりますので、皆さんよろしくお願いいたします。

野村会長

ありがとうございました。

粉川委員

粉川です。私は先生から少人数学級のお話があって、ちょうどPTAの小P連のほうでも、この前、ちらっとその話が出ました。私は北原小学校というところですので、少人数学級がまさにされているというか、そもそも1学年大体50人ちょっとということで、2クラス25人程度で、非常に子どもたちをよく先生たちも見えているのだろうなと思いますし、先生とお話ししていても、よく見てくださっているなというふうに感じていますが、一方で、統廃合してしまって、やっている小学校のPTAの会長さんなんかはなかなか校舎が追いつかないと。校庭が狭くなってしまったとかというようなお話もあり、その中で学校にさらに居場所を求めつつ少人数学級をしつつということの難しさと本当に大きなお金をしっかりそこに入れていけるのかとかというような問題になってくるのだろうなというところで、子どもの問題に、子どもを豊かに育てようとしたときに、本当にいろいろなものに波及していくのだなというのが、このアンケートを見ていても思いました。

それこそ、文化的な中野のまちがつくってきたお祭りですとかも今、コロナで止まっていますけれども、ではコロナで商店が閉まっていってしまえば、ここの、買い物ができるアンケートなんかもありますが、やはりおもちゃ屋さんがない、靴屋さんがない、本当に野方の商店街でも潰れて、実際閉まって中野まで多くの子どもが買いに来ています。

そういう中で、では子どもたちがそういうところを、近所で買えるような地域をつくっていこうとなれば、商店街の振興の支援とかいうことになってきますので、本当にアンケートを見ていて、これは中野のまちをどんどん豊かにしていく条例になっていくのだなというのが、私の中で非常に感じられましたし、学校の中から地域からというふうに発展していくのだなというふうに思いました。

あとは、そんな感じです。ありがとうございます。

野村会長

ありがとうございました。地域のほうで、あまり指名をするのも恨まれそうな気もするのですけれど、民生児童委員……。いろいろな、学校とはまた違うところで子どもたちを見守っておられると思います。

岡見委員

民生児童委員ですので、乳幼児からお年寄りまでということで広く関わっております。子どもさんに関することは、結構、保育園が中野区、あちこちにできまして、園庭のない保育園と

いうことで、第三者委員みたいなことをあちこちでやっていると、必ずその問題が出てきて、 うちの、地域は言わないほうがいいのかな。あちこち、一つの町会の中に三つぐらい保育園が ありますので、それが何町会とあると公園をぞろぞろ探しながら、もう遊んでいる子がいると また違うところへ行かなければいけないとか。特に小さい子を引率していると、もう上のお兄 ちゃんたちが遊んでいるとなかなか遊べないとか、そういうお話はよく聞きます。それから、児 童館もどんどんなくなって、それはとても大分反対運動とかもさせていただきましたけれども、 やはり止まらなかったかなということで、乳幼児を持つお母さん方が行き場がなくて、今、子 育てひろばなんかも、コロナ禍なので自由に遊べるということではないので、すごく皆さん苦 労していらっしゃるかなと思います。

それから、民生委員としてお困りの家庭の見守りとか、学校とかから依頼もあってするのですけれども、民生委員は中まで深く入らないので、非常にもどかしい活動をしておりまして、地域にいればその子が中学ぐらいまでは大分目が届くのですけれども、高校へ行ってしまうと、高校を本当に卒業したのかなとか、そういう心配はいつもしながら活動をしております。こんなお話でよろしいでしょうか。

野村会長

ありがとうございます。人権擁護委員活動の中で、何かお気づきの点というのはございますでしょうか。

宮川委員

人権擁護委員としては、活動は先ほどご挨拶の際に申し上げたように、人権の花ということで、各小学校に花の種をお預けして、それを育てる過程を見ていただくですとか、人権についての作文を小学生、中学生の方に書いていただいて、それを持ち寄っていただくということなので、なかなか生の小学生とか中学生とかって、お会いすることはあまりないのかなというのが実感なのです。

ただ、皆様のお話を聞いていて、お子さんのためには、どこかで引っかかりがあるところの連携ができるといいなというふうには思ってはいるのです。個人的には僕も弁護士をしているのですけれども、弁護士で感じるのはもっと早くに連絡してくれれば、相談の窓口があればよかったのにねというのが、よくよく感じることなので、お子さんの場合にはいきなり弁護士というのは絶対にあり得ないわけで、どこかで、それこそ人権擁護委員の中でやっているSOSミニレターというのがあって、いじめとかがあった場合には教えてくださいということで、そういうことでもいいのですけれども、そういうところがどこかとどこかがつながってというこ

とは、常々感じていることですし、ただ、今、個人情報とかの関係もあって、なかなか思いどおりにはいかないし、明らかにしてしまって、マイナスがあるのかなというところもあったりして、なかなか難しいのかなというのは常日頃感じております。以上です。とりとめがなくて、すみません。

野村会長

とんでもないです。ありがとうございました。

齋藤委員

人権擁護の問題について今、お話をしていただいたのを聞いていて、ああ、そういう取組をしているのだなというのが。多分、私が子どもの頃とまた違ういろいろな働きかけというのがあるのだなというのが分かりました。今、何でこれについてお話ししたいのかというと、実は、最近、親子げんかで、お父さんが結果として子どものことを殴ってしまった。その子どもが飛び出してしまって、そのお父さんから連絡が来て、うちに来ていませんかということで、一緒に大捜索したのです。結果、子どもはどうしていたかというと、警察に行って、「親に殴られました」という相談をしていたのですね。それを聞いたときに、これは時代が変わってきたなと思ったのです。子どものほうにそういう教育をきちんと届けていった結果、子どもは、これはちょっとおかしいのではないか、親の、殴るというのはおかしいことなのではないかといって、出るところへ出て話し合いではないけれども、そういうことをしているという場面に、一緒に捜索したものですから、警察官の方もいる中でちゃんとお話ししたりとかしたのですけれども、もちろん権利条例というのをつくって、多分、親側、大人側からのアプローチと子ども側からのアプローチという意味では、子ども側のほうはかなり届いてきている部分があるのかなというふうに思いました。

それと、もう一つお伝えしたいなと思ったことが、去年やっていたその「ナイス! な親プロジェクト」というのは「こども会議」と「おとな会議」といって、こども会議というのは社会的擁護経験した子どもと里親家庭の実子で、どういうことが私たちは育ちの中で困っていたのか。例えば、その委員の中には、四度、児童相談所につながったけれども、なかなか保護されず、最終的にはもう高校生になってからこれは虐待だということで保護されて、里親家庭で育ったお子さんだったりとか、小さい頃に虐待に疑われて施設に入ったけれども、実は虐待ではなかったというお子さんだったりとか、様々な子どもの意見から、「子どもの考えるナイスな社会」ということで、10の方向にメッセージをまとめてくれたのですよ。その中で、子どもから子どもへというところで、あなたを助けてくれる大人は絶対にいるよ、周りにどうしても見つから

なかったら弁護士に相談してねという言葉を子どもたちがまとめてくれたのですね。

そういうことも、本当に子ども側からどんどん発信していくということもすごく重要だし、子 ども自身も変わってきているのかなというのをちょっと今、お話ししたいなと思いました。だ から、お世話になっているのだなと思って、ありがとうございます。

野村会長

ありがとうございました。相川先生、どうでしょうか。そういうお話とか、あと、不登校の子どもの話があまりなかったのですけれど、「フリースペースえん」に関わっておられると思いますけれども、気がついたことを何か。そうでなくてもいいですけれども。

相川(裕)委員

今、皆さんのお話を聞いているいろと触発されていてなかなかまとまらない部分もあるのですけれども、お話を聞いていて思ったのは、今日、公募で出ておられた委員の皆さんは、中野区にもう20何年とか10何年とか住んでいらっしゃるというお話で、中野区のコミュニティというか、私はあまりよく知らないのでどんな感じなのかなというのを思ったのですね。そういうふうに、かなり多くの方が結構長く定住していて、コミュニティがちゃんとできているような感じなのかどうなのか、その辺のイメージがちょっとよく分からなくて。もし、そういうようなところだとしたら、それこそ齋藤さんみたいな人がいっぱいいれば、かなりいいのではないかみたいな、そんなようなことを一方で思いながら、でも、そうではなくて人の流動というのもあって、いろいろな行き来もあるのだとしたら、それこそ例えば児童館だったり、学校だったりという拠点が、拠点としての意味がすごくあるということもあるのかなとか、いろいろなことを考えさせられました。

それで、本当に子どもたちにとっては、学校は大事な場所なのだけれども、でも、先ほどのお話にもあったように、ふとしたことで本当に行けなくなることもあって、行けなくて苦しんでいる子どもたちは本当にたくさんいるのですよね。それは野村さんもよくご存じだと思うのですけれども。でも、そういう子が本当にそれこそホッとできたり、居場所になって、しかも自分の家ではないところで居場所があって、そこで学校とはまた違う社会的な関わりを持っていって、他校、外に向けてというか、自分らしさなり、自分の価値みたいなものをもう1回見つけていけるみたいなところというのが、それはきっと大事なことだと思うのですよね。

そういう子どもの多様性というのか、あるいは子どもが成長していくことは、その子自身が 最終的に決めるのだと思うのですけれども、自分がどうなっていくのか。そこを応援するとい うのですかね。というような視点が、すごく大事なのだろうなと。そういうあたりの子どもとと もに生きるイメージみたいなものというのですかね。そういうものをまた持てたらいいのかなというふうなことなんかもちょっと考えていました。まとまらなくて申し訳ないです。

野村会長

ありがとうございました。副会長、お静かにされていますけれど、いろいろお話を聞いて何か。

田谷副会長

静かにしていたわけでなく、熟考しておりました。本当に意見をいろいろいただいて、私もいろいろ思うところがありました。もう1回、私もこの令和2年の子どもと子育て家庭の実態調査を分析したほうがよい思いました。先ほど会長がおっしゃったように、自己肯定感がグッと下がるというのはもう1回見直さないといけない大事なポイントだと思います。

これから変えていく、もう一つ大事なポイントとして、11ページ、12ページの将来の夢がないと答えたというのを、マイナスで聞くのではなくて、小学生、中学生のとき「あなたの夢は何ですか」と言われて、私もなかったなと思いました。いろいろ毎年とか毎月、夢は変わっていて、こう聞かれるとなかったなと思いました。そして、その次の12ページを見ると、興味深いのは、「もう全てに満足しているから」が、2.4、2.7もいる。これは肯定的に受け止めてもいいのではないかと思いました。

ただ、次の「夢がかなうのが難しい」が12.1、10.6、それから「具体的に何も思い浮かばないから」が相当数いるのですが、ここを逆に捉えれば、夢をどうかなえるかのはしごを提供していくこととか、具体的に何も浮かばないというのをマイナスに捉えるのではなくて、何にでもなれるのだよね、あなたたちはこれからだよというような方向に持っていく要素として考えると、この子たちにもうちょっと具体的に聞いていくと、私たち大人が何をするのかが見えてくるのかと思いました。

そういう点で先ほど相川委員のほうからお話があった公園のつくり方に関しても、やはりアンケートをとって、それが反映されていないと子どもや保護者が思うことは、やはり「聞く力」 みたいなものが私たちにないのだろうと思います。中学生の居場所があまりないですよね。さっき学校というものが出てきましたが、やはり居場所がないのだろうなという点で、居場所を求めるというところのアンケートの回答が、たくさんあったと思うのですね。32ページです。 夜までいることができる場所、休日にいる場所、ご飯を食べる場所というふうに困窮層が一番高い割合でいることを考えると、学校という場をもうちょっと使えるように何か柔軟性もあると同時に、やはりこういう場所がアンケートとして出てきているわけですから、私たちはそれ

をきちんと聞いていかなくてはいけない。これまでの権利条例を見ていていつも感じることと、 自分で私も社会的養護について感じるのは、意見表明権の前に聞いてもらう権利というもの があるところからなくなってしまっていることです。、聞いてもらわないと彼らは言わないので、 聞いてもらうということ、また、聞いてもらう場所があることというのをやはりもう1回捉え直 しをしていかないといけないのだろうと私は思っています。

そういう点で、先ほどスクールソーシャルワーカーのお話が出てきたので、アンケートにあまり出ていないのですが、子どもたちが行っている学校の先生は一番話をしたい相手となります。小学校が高学年となると親よりもしかしたら先生のほうが信頼しているのではないかと思うことがありますので、やはり聞くということをもう1回取り戻しをできるような状態にしていくと、さきほどお伝えした将来の夢がないことも、どうやったらいいかなという漠然なところからやっていけるのではないかと思います。

そういう点でいくと、「孤独を感じることはない」という聞き方ではなく、「寂しいと感じるときがある」と聞いたほうが、もしかしたら素直な回答が得られたのではないかと思います。「孤独を感じることないよね」と聞かれたら、私も「うーん、孤独と言われると悩んじゃうな」と思いますが、「寂しい?」と聞かれたら、「うん、寂しい」と答えるという、素直に答えられるような子どもたちが育つ場だといいなと思っています。

先ほど、齋藤さんは本当に有名な方なので、よくいろいろなものを引きずり込んで新たなものをつくっているなという印象が私はありますが、本当に中野の学校もそうですが、中野のNPOは熱い人たちが多いなという印象が、中野区に来て私は感じています。本当に熱心に、必死になってやって、周りを巻き込んでいっています。私がNPO活動をしていて地域の人がまた熱いのですよね。子どもの問題に気づいているけれど、1人の力では何もできないと感じているようですが、NPOと1人つながると、そこからママたち、パパたちのLINEでつながり、そこからつながると、そのママ、パパが不登校の子の親を連れてきて、あなたたちが何かできませんかとNPOにつなげてくれます。「私たちは子ども食堂なのですけれど」と思いながらも、ではこの子のために何ができるかと考えると、居場所支援を始めようかとなり、居場所の中で勉強が困っていると言われれば、では学習支援も始めようかという形で、ジャンルではなくて何が必要かによって事業を立ち上げていって、そこにママたち、パパたちが乗っかってきて、これもやって、あれもやってそれもやってという話で広がっていくという点で、中野は本当に1個つながっていくとどんどんつながっていって、どんどん広がっていくというところがあります。そういう点では、これからとても変わっていくのだろうというふうに期待ができるなと私

は、大学が移ってきて感じていて、その中に大学も入れていただいて動いていっているので、 そのあたりがこの権利条例の中に盛り込まれていくと、地域というものをどう捉えるかに変わっていくかなということを本当に今日、改めて感じさせられました。

野村会長

ありがとうございました。ひょっとしたら中野区のことを知らないのは2人だけかもしれないという、そういう寂しさと焦りにつながっていますけれども。先ほど、中野区というのは地域的なもので言うと、どんな感じなのですかというご質問がありましたけれども、どうでしょう。それぞれの印象があるので、一言で言うと、そういう地域的なつながりというのは比較的あるというふうに考えていいところなのでしょうか。それは、場所によって多分違うのだと思うのですけれども。一言では言えないですかね。

相川(梓)委員

もちろん人によるのですけれども、我が家は共働きで保育園時代の親同士のつながりが小学校に行っても続いています。恐らく幼稚園のお母さんたちも小学校に入ってからのPTAというつながりよりも、就学前のつながりが強いのではないかと思います。PTAでは役員になるなど特定の方どうしでないと、なかなか横のつながりがつくれないのではないでしょうか。乳幼児の頃に子育てひろばや児童館で出会ったお母さん同士のつながりがある方などは、恐らくその後もいろいろなネットワークをつくっていき、ゆくゆくは町会への参加という形になって、自分の子どもではないお子さんのためのお祭りに手を貸したりという形で、広がっていけているのが、今の中野なのだろうなと思っています。ただ、そのようなネットワークがいま作れていても、今後どうなっていくのかについてはとても不安に思っています。

野村会長

ありがとうございます。いろいろな形でまた地域のことについてはご披露いただいて、教えていただければと思います。

地域も子どもにとっては重要な、面的な意味での、人とのつながりで言うともう少し違うのかもしれないけれども、とても大事な資源ですので、そういうものも含み込んで、特色のある何か提言ができればいいかなというふうにも思ったりしています。

さて、時間も大分たちました。今日は、ややフリートークのところがありますけれども、次回の議論に合わせてというか、次回そういう議論ができるかどうかちょっとよく分からないところもあるのですけれども、一つはせっかく資料8というものをご用意いただいたということと、それから、私のほうから子どもの権利に関する条例の、2019年4月1日現在だと思いますけ

れども、一覧表が一応手元にありましたのでお配りしました。ただ、条例の中身をどう整理するかでここに載っていたり、載っていなかったりということがあるので、必ずしも完全なものではないかもしれません。裏面はちょっと字が小さくて見にくいかもしれませんけれども、相談救済機関といわれているものの一覧というふうになっています。

国連の子どもの権利委員会への報告などでは、救済機関は昨年段階で33と報告されていましたかね。ということで、だんだんいろいろなところででき上がってきているのですけれども、今日、資料8で配られているこの条例でもいいですし、どこかこの一覧表のこの条例で何となく気になるところを見ていただいて、それぞれの方なりにで結構ですので、私は条例のここが好きだという、好きな条例を探しておいていただけるといいかなというふうに思います。

最終的には条例のイメージを持って議論をするということになるので、どこの条例がすばら しいということは多分ないのだと思うのですけれども、それぞれ地域の特性に合わせていろ いろな形で工夫をされてつくられていると思うので、何となくここのところを見てみたいなと、 全部見る必要はないです。目にとまったところを見ていただいて、この条例のこんなところが すてきだというのを選んできていただけるといいかなというふうに思います。

それから、冒頭申し上げましたけれども、このスケジュールの中では、やはり子どもたちの意見を聞くというのが組み込まれていなくて、本当は夏休みに入った頃ぐらいまで、うまく予定があって、そこで子どもたちに聞ければいいのだけれども、この状況の中でそこまでになって聞けるかどうかもちょっと分からないので、ホームページでいろいろと子どもたちの意見を聞く仕かけをすることができるとも聞いているので、どんなことを子どもたちに聞いていったらいいのかということを少しイメージしておいていただけるといいのかななんていうふうに思っています。

これは私自身が同時進行でやっている静岡県の富士市でもいろいろ提案させてもらっているのですけれども、例えば、「子どもの権利って何?」というときに、要は、安心して、当たり前でいられるためにとても大切なものなのだというふうに小学生の低学年でも分かるような言い方をして、「では、あなたにとって当たり前の幸せって何?」と聞いてみましょうかみたいな形で、今、聞いています。

それから、例えば居場所の問題だとすると、あなたの秘密の居場所を教えてください。そういういろいろな、子どもたちに問いかけをして、この条例の基礎になるようなものを聞いていく仕かけをうまくつくっていければなというふうに思っています。

ただ、あまり堅苦しくこれについて意見をお寄せくださいというと、多分、誰も意見してくれ

ないと思うので、書きたくなるような聞き方をする必要があるかなというふうに思っていますし、それを波状的にいろいろ聞いていければいいなと。キャッチーな声かけとともにご提案をいただければと思います。

また、力強くも、小学校の校長会とか中学校の校長会の先生方がおられるので、いろいろと 学校を通じて聞いていただくなんていうことも含めて、いろいろできない分、こちらとしても 仕かけていかなければいけないこともあると思いますので、でき上がった案に対してどうです かというだけではなくて、この条例の中に盛り込んでいくのに必要ないろいろな子どもたちの 意見をうまく拾えればいいなと思うので、その二つを皆さんへの宿題にしたいと思います。

一つは、どこの条例でもいいので、この条例すてきという。すてきな条例を教えてくださいという宿題です。それからもう一つが、子どもたちに聞きたいこと、子どもたちに言ってもらいたいこと。しかも、子どもたちがしゃべりたくなるような聞き方とともにご提案をいただければと思います。大人は宿題になかなか慣れていないと思いますけれども。私は大学の先生なので、宿題出すのは得意です。

ということで、次回、そんなことも少し材料にしながら次の話題のほうに進めていければとい うふうに思います。

さて、次に10、その他です。

どうでしょう、ご質問やご意見。

松山委員

次回、1月ということなのですけれども、それまで何かいろいろ調べたものとかこれいいなと思ったものをとっておくのか、オンラインでグループみたいなのをつくって、そこでいろいろやっておくことはできますか。実際に話し合うのはこの場なのだけれども、そのときまで止めておかなければいけないのか、それまでの時間を使えないかなと。

野村会長

だんだんワクワクしてきましたね。どうしますかね。それできる?

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

LINEのグループみたいなイメージですかね。

松山委員

LINEとか。

野村会長

どうするかな。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

皆さん、例えば委員の方に伝えたいこととか情報提供したいこととか、多分いろいろ出てくると思いますので、本当はLINEのグループをつくってできるのが一番いいですけれども、それはなかなか今、区の体制でできないので、メールで我々の事務局のほうに情報提供をいただければ、それは皆さんに展開するというやり方でやらせていただければと思っています。

松山委員

直接、相互ではなくて、事務局の方に送って、そこから皆さんにメールで行ってみたいな。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

ちょっとまどろっこしいのですけれども、そういうやり方で送っていただければ、すぐ送りますので。

野村会長

テンション下がりました。何かいい方法を考えましょうかね。

松山委員

そうですね。

齋藤委員

でも、そのまま転送という形で送っていただいたらいいのではないですか。

松山委員

「ここいいのあったよ」みたいな感じのノリではないということですね。

野村会長

いや、そういうノリでいいです。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

我々が間に入る予定なのですけれども、もう文面とかは何でも構わないので、そのまま転送する形で随時やらせていただきます。ちょっとタイムラグが出てしまうかもしれないですけれど、なるべく早く。

野村会長

そのノリでいいです。ノリはそれでいいです。

松山委員

分かりました。

齋藤委員

それはこちらのアドレスに送ればいいのですよね。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

そうですね。

野村会長

「謹啓、ご連絡したいことがあってメールいたします」とか、そういうのは要らないです。いつものノリでやっていただければいいと思います。ほかにいかがでしょうか。

それでは、事務局から連絡がありますか。

事務局(子ども・教育政策課子ども政策調整係)

マイナンバーと本人確認書類をお持ちで、まだご提出いただいていない方はお手数ですけれども、審議会終了後にこちらまでお越しいただければと思います。以上です。

野村会長

ありがとうございます。

それでは、おおむね時間になりました。次回は1月12日の19時からということになります。 今度は7階の会議室だそうです。少し副会長とも相談をしながら、今後の進行についてうまく やっていければいいなというふうに思っています。いろいろご意見をお寄せいただければと思 います。

それでは、今日はこれで終了させていただければと思います。では、これからどうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

午後8時57分 閉会